

## 議案第 33 号

### 愛西市立保育園設置条例の一部改正について

愛西市立保育園設置条例（平成 17 年愛西市条例第 92 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 29 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

#### 提案理由

この案を提出するのは、指定管理者制度を導入して愛西市立保育園を管理する等のため改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第 号

### 愛西市立保育園設置条例の一部を改正する条例

愛西市立保育園設置条例（平成17年愛西市条例第92号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例

第1条中「の設置」を「(以下「保育園」という。)の設置及び管理」に改める。

第3条中「この」を削り、「愛西市保育の必要性の認定に関する規則（平成27年愛西市規則第1号）の規定に該当する者であり、かつ、定員に余裕がある場合」を「児童福祉法第24条第1項の規定により保育所において保育しなければならない児童」に改め、同条ただし書中「同条の規定に該当しない者であっても、」を「保育園の」に、「自由契約児として」を「当該児童以外の児童を」に改める。

第4条中「自由契約児」を「規定により入園した児童」に改める。

第6条中「保育園の運営管理」を「この条例の施行」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第5条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、保育園の管理を行わせることができる。

2 指定管理者は、関係法令並びに条例及び条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に保育園の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 前条第1項の規定により指定管理者に保育園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

（1） 保育園における保育の実施に関すること。

(2) 保育園の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、保育園の管理に関し市長が必要と認めること。

別表第2中「各月20日まで」を「愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例第6条の規定の例による。」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。